

岩手県告示第408号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第51条第2項の規定により、次の認定特定非営利活動法人の認定の有効期間を更新した。

令和6年7月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人桜ライン311
- 2 代表者の氏名 岡本 翔馬
- 3 主たる事務所の所在地 陸前高田市高田町字大隅93番地1 高田大隅つどいの丘商店街12号
- 4 認定の有効期間 令和6年5月1日から令和11年4月30日まで